

# 令和3年度第2回 地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会

令和3年9月14日（火）  
午前10時から12時まで  
県庁別館8階第一会議室A、B、C

## 次 第

### 1 開会

(1) 知事挨拶

### 2 議事

(1) 報告

- ・第1回静岡県総合教育会議開催結果
- ・静岡聖光学院中学校・高等学校視察調査結果

(2) 意見交換

- ・誰一人取り残さない学びの保障
- ・大綱及び教育振興基本計画の基本的な考え方

(3) その他

### 3 閉会

#### <配布資料>

資料1 令和3年度第1回静岡県総合教育会議開催結果

資料2 静岡聖光学院中学校・高等学校視察調査（報告）

資料3 「誰一人取り残さない学びの保障」に関する論点

資料4 「誰一人取り残さない学びの保障」に係る主な取組

資料5 次期「ふじのくに「有徳の人」づくり大綱」及び「教育振興基本計画」の策定（案）

別冊資料 第2回実践委員会参考資料

地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会委員一覧

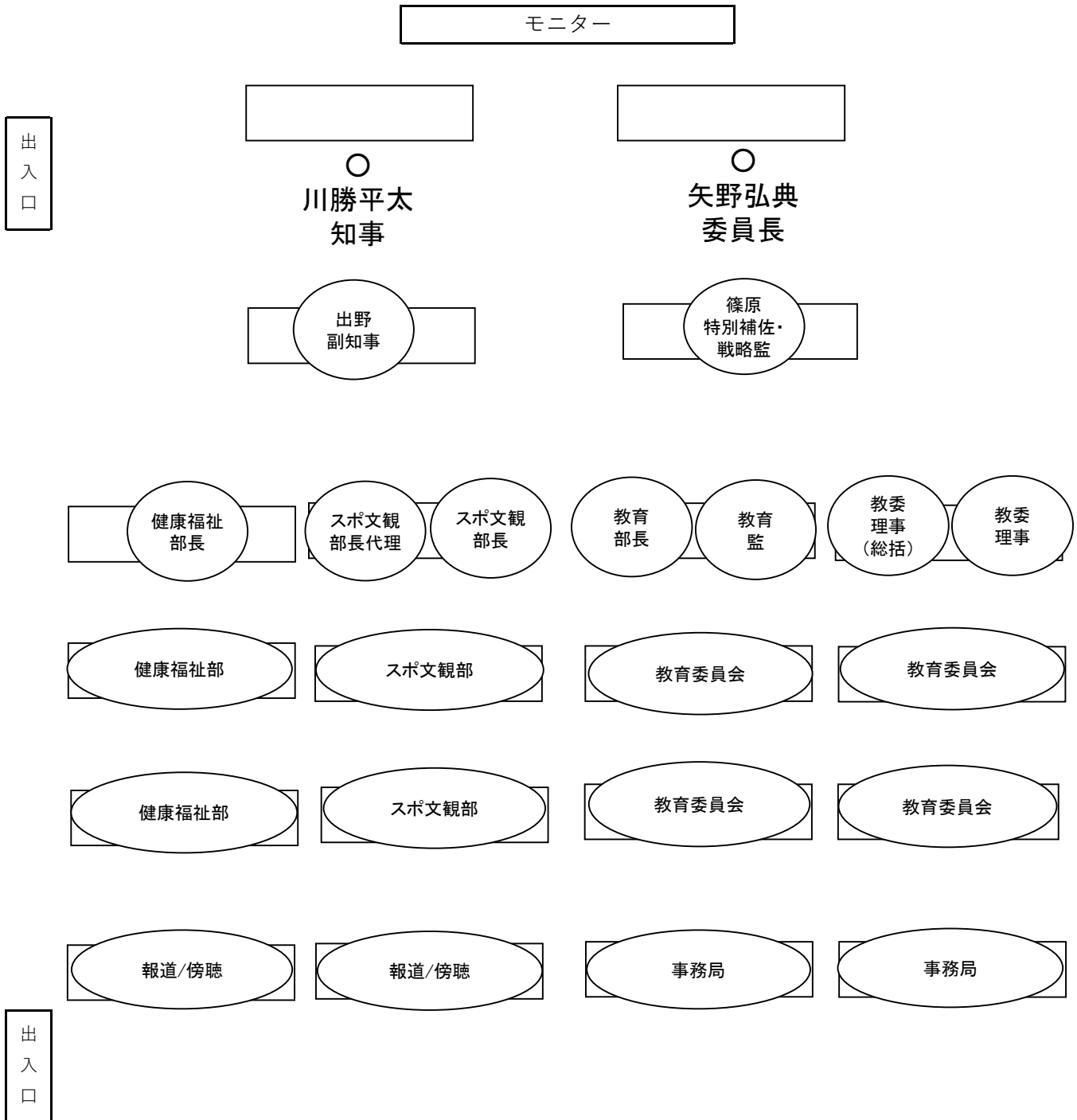
(委員長、以下 50 音順、敬称略)

| 氏 名                    | 役 職                          |
|------------------------|------------------------------|
| やの ひろのり<br>矢野 弘典 (委員長) | (一社) ふじのくにづくり支援センター理事長       |
| いけがみ しげひろ<br>池上 重弘     | 静岡文化芸術大学英語・中国語教育センター長        |
| かたの けいすけ<br>片野 恵介      | 有限会社片野牧場専務取締役                |
| かとう あきこ<br>加藤 暁子       | 日本の次世代リーダー養成塾専務理事、事務局長       |
| ささき としはる<br>佐々木 敏春     | 中部電力株式会社常務執行役員静岡支店長          |
| さとみ かずひろ<br>里見 和洋      | (公財) 全日本空手道連盟専務理事            |
| しらい ちあき<br>白井 千晶       | 静岡大学人文社会科学部教授                |
| とよだ ゆみ<br>豊田 由美        | ちやの <sup>き</sup> 生代表         |
| ふじた ちひろ<br>藤田 智尋       | 静岡県立大学国際関係学部                 |
| ふじた ひさのり<br>藤田 尚徳      | 株式会社なすび専務取締役                 |
| ほしの あきひろ<br>星野 明宏      | 静岡聖光学院中学校・高等学校長              |
| まつむら ともよし<br>松村 友吉     | 株式会社いちまる代表取締役社長              |
| マリ クリステイーンヌ            | 異文化コミュニケーター                  |
| みやぎ さとし<br>宮城 聡        | (公財) 静岡県舞台芸術センター芸術総監督        |
| もりや あきこ<br>森谷 明子       | 日本画家、静岡ユネスコ協会常任理事            |
| やまうら こずえ<br>山浦 こずえ     | NPO 法人キャリア教育研究所「ドリームゲート」代表理事 |
| やまもと まさくに<br>山本 昌邦     | (一財) 静岡県サッカー協会副会長            |
| わたなべ たえこ<br>渡邊 妙子      | (公財) 佐野美術館理事長                |

# 令和3年度 地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会 座席表

日時 令和3年9月14日(火)午前10時～12時

場所 県庁別館8階第一会議室A, B, C



## 令和3年度 第1回静岡県総合教育会議 開催結果

1 開催日時 令和3年7月6日（火）午後2時から4時まで

2 開催場所 静岡県庁別館20階第1会議室A・B

3 出席者

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| 静岡県知事                            | 川勝 平太  |
| 教育長                              | 木苗 直秀  |
| 教育委員                             | 渡邊 靖乃  |
|                                  | 藤井 明   |
|                                  | 伊東 幸宏  |
|                                  | 小野澤 宏時 |
| 地域自立のための「人づくり・学校づくり」<br>実践委員会委員長 | 矢野 弘典  |

4 議事

- (1) ICTを活用した教育の推進と新時代の教員育成
- (2) 誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境の整備

5 出席者発言要旨

<議題1：ICTを活用した教育の推進と新時代の教員育成>

- ・ICTの活用が目的化しないように留意しながら、生徒一人一人、教員全員が自らを育み、新たな教育手法を取り入れるためにICTを使いこなしていくことが大切である。
- ・人工知能やAIとICTを組み合わせることで、基礎教育を充実していくことが可能になる。組み合わせる使っていけば、教員の負担が相当軽減されるので、その結果生み出される余剰時間を他の教育に仕向けることができるという絶大な効果が期待できる。
- ・ICTを全く使わない時間をあえて計画的に教育の中に取り込んでいくことが必要である。いかに生身のコミュニケーションを体験していくか、情緒教育を行っていくかという観点からは、ICTを離れた形での教育を同時並行で行っていくことが必要である。
- ・ICTを活用する中で、初期段階から聞き取る姿勢や体系的にデータを蓄積する考え方を固め、いかに教育の改善につなげていくかという考え方が必要である。それを繰り返すことで、さらに教育の効率化が図られていく。
- ・教員はかなり工夫して様々な場面でICTの活用を試みている。教員は、積極的にICTを活用した授業を行い始めており、非常に希望を持っている。ICTの活用において、必要な支援が必要な時に教員に届くよう、もっと精度の高い支援のやり方を整えていく必要がある。
- ・業務の効率化にICTを活用するという目線をもっと持ってほしい。
- ・ICT機器を導入したということは、ある時点で一斉に更新しなければならないという課題が出てくる。更新の時期にどうするかという準備を今から行っておく必要がある。
- ・ICTをどういうシーンでどう活用するかを分けて考えた方がよい。
- ・講義動画を蓄積していくのは大変良い試みだが、集めた講義動画をどう使えば教育の質が向上していくのかをきちんと考えていく必要がある。

- ・効率に帰着しない側面で ICT を活用することもあってしかるべきである。例えばシュミレーションを教育へ取り込んでいくのは大事である。
- ・教育的なコンテンツを収集し使えるようにすることを組織として行うべきであり、その中核を担うのは図書館である。図書館の大きな役割として、デジタルコンテンツを整備して提供していくということを考えてほしい
- ・ICT を使った物の考え方や分析の仕方を学生の頃から学んでいける環境を作っていかなければならない。一足飛びには難しいので、近い将来の目標として頭に入れておいてほしい。
- ・授業動画を使う側、使われて学びを深めた側の両方の評価が入っても面白い。評価や点数などから、動画としてどういう教育教材が良いのか分析していけるようになればよい。
- ・タブレット端末を購入して3・4年経過するとメモリーの容量が足りなくなるなど機器自体の問題が起きてきて、その更新の負担が親に来るのが現状である。
- ・ICT を使いこなせる教員の育成は極めて喫緊の課題である。
- ・今の学生は、ICT 機器の平均的な使い方は身に付いてきているが、教育というプロセスの中でどう生かせば効果が出るのか考えるということは、意識してやらせないといけない。
- ・若い人は技術を持っているが、変な使い方をすると問題になる。また、個人差があり、使いにくいと感じている人もいることから、その点はきちんと考えていかなければならない。
- ・教員採用に当たり、一般常識として ICT のスキルを求めるといことがある。
- ・通常の講義は授業動画を通して家で行い、学校ではディスカッションや演習に時間を使うなど、対面で行わなければならないことは何かを突き詰めていくことが必要である。
- ・一般企業では、機器は基本的に全てリースである。更新の手間やリスクを考えれば、リースに全面的に切り替えるのが一つの重要な選択肢になる。
- ・購入とリースを比較検討し、自分の学校や職場に適したものを考えれば答えは生まれる。
- ・ICT 機器の更新は、全県一斉というより、各学校の特徴があってもよいかもしれない。
- ・ICT 活用が進んでくると、多様なニーズが出てくる可能性があるので、単純な話ではなく、一斉に更新というやり方がよいかも考えなければいけない。
- ・ICT 機器は、一人一人が購入するより、学校を通して買うと安くなる。それをメンテナンスやセキュリティチェックを保証する形で納品してもらえらるような仕組みにできればよい。

## <議題2：誰もがスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境の整備>

- ・才能を発揮して将来はその道に進みたいと考えている生徒と、楽しみながらやりたい生徒がいるので、両方が満足できる環境づくりが大切である。子供たちがスポーツや文化芸術活動から離れてしまうきっかけの一つは評価されてしまうことであり、周りの大人の声掛け一つで子供たちの参加意欲が左右されるということは、大人の責任として考えなければならない。トライする姿勢はしっかりと評価することが大事である。常に周りの大人たちが子供を優しい目で見守っていくということを啓発していくことが大事である。
- ・マルチスポーツが良いと聞くが、静岡県は気候が安定していて、雪国のようにマルチスポーツを選ばなくても、好きな種目に絞ることができてしまうというデメリットもある。

- 様々な競技に対応できるマルチスポーツ的な要素を取り入れ、球技であれば球技のプラットフォームになるような活動をしていくのもよい。マルチスポーツを楽しめるルールを開発していくこともスポーツに親しめる環境整備の一つになる。誰もやったことがなく正解が分からないからこそ皆が楽しめる。そういう VUCA（変動制、不確実性、複雑性、曖昧性）の要素を取り入れたルール変化も面白いと思って活動している。
- デジタルミュージアムは、遠くにいながら美術館や博物館のコンテンツを味わえるので整備を進めてほしい。学習コンテンツだけでなく、アートなどもデジタルコンテンツとして整理し県民に提供していくということを新しい図書館のミッションとして捉えてほしい。
- 技能の良し悪しで評価すると、劣る子は嫌いになって生活から遠ざけてしまうので、どれだけ親しんでいるかによって評価するというように頭を切り替えることが必要である。
- 本物に触れる機会、出会う機会、体験する機会を子供たちにいかに多く与えるかに尽きる。そういう観点から、スポーツ、文化芸術のいずれであっても、カリキュラムの中に本物に触れる機会を組み込んで体験的に出会ってもらう仕組みが必要である。
- スポーツや文化芸術が持つ意義を子供たちに考えさせる教育を継続することにより、スポーツ、文化芸術との距離感が縮まっていく。スポーツ選手や芸術家になれるかではなく、その本質を理解することによって親しみを感じ、決してそういうものを排除しないという価値観を教育していく必要性を感じる。
- 「文・武・芸」三道の鼎立は、3つとも良くなるということではなく、学問を大切にす気持ち、スポーツを楽しむ心、芸術を愛する心を持つ県民をつくらうということである。
- 人工知能と ICT を組み合わせることで、基礎教育の相当部分が置き換わっていく。教員の役割は、教えることではなく、導くこと、引き出すこと、伸ばすこと、考えさせることになってきており、ICT を使わない場面での能力がますます必要になってくる。
- 運動機能をデータで出すことで、いつも通りでないところが際立って認識できる。
- スポーツの本当のすばらしさは、汗をかくことである。スポーツに得意、不得意はあるが、汗をかいて体験するのは誰でもできる。スポーツを通じて人間としての在り方を学ぶので、そういうリアルの世界に住んでほしい。
- 文化芸術では、絵を描く、楽器を演奏する、物を作る場合に手を動かす。それを通じて何かを感じることが大事であり、出来映えの問題ではない。
- 最高の域には誰もが到達できるものではないが、その思いは共有できる。それが本当の人をつくる教育である。
- 感受性の強い小学校のときに教員がどう評価するのかは大事である。評価は教員の最も大事な仕事であり、教育委員会を通じて教員をしっかりと教育してほしい。
- 褒めるよりは、できていることを認める、顕在化させる人材育成的な手法が有効であり、そういう考え方が広まるとよい。周りの大人が全てそういう考え方にならないといけないので、子供の良いところを見つけて認めることを静岡方式のやり方で広めていただきたい。

## 6 知事総括

- ICT 教育に関し、授業動画の評価について意見があったので、是非実践していただきたい。
- ICT の活用については、機器の更新の考え方も含め、活用方法について意見をいただいた。
- スポーツや芸術についても科学的な分析は不可欠であり、芸術の分野においてもデジタル技術を通じて本物に親しむきっかけが得られ、ICT の応用は全般にわたっている。

## 静岡聖光学院中学校・高等学校視察調査（報告）

## 1 要 旨

地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会及び才徳兼備の人づくり小委員会の委員により、ICTを活用した教育やグローバル教育等に先進的に取り組んでいる静岡聖光学院中学校・高等学校の視察調査を実施するとともに、意見交換を行った。

## 2 実施日 令和3年7月12日（月）

## 3 訪問者

＜実践委員会＞

矢野委員長、佐々木委員、白井委員、松村委員、森谷委員、山浦委員

＜小委員会＞

池上委員長、井上委員、武井委員、寺田委員、堀井委員

＜掛川西高等学校＞

吉川教諭

## 4 視察調査結果

## (1) 取組概要

## ア New Normal な“資質学び”

- ・静岡聖光学院が生徒や社会・世界に届けたい学びは今だけでなくずっと価値を持ち続ける「未来」を織り込んだ学びである。
- ・育まれるのは「どんな未来が来ても大丈夫」と主体的に自分の人生を切り開いていける、生き方を創造する力である。
- ・学びの魅力を“問い”を使って引き出すため、理解することを最重視した学習、思考することを最重視した学習、学ぶことの意味や意義を考える学習を進めている。

## イ 英語を学ぶから英語で学ぶへ～幼小中高大をつなぐ未来の教育～

- ・英語運用能力を高めるための英語教育をコンセプトとして進めている。例えば、中学1年生には海外でウケる自己紹介を授業に取り入れることで、授業外で自ら語学習得できる回路と習慣づくりを行っている。

## ウ コロナ禍でのオンライン授業

- ・コロナ禍で全員登校や教室一斉授業ができなくなったが、静岡聖光学院では既に生徒一人一台のタブレット端末を導入していたことから、機材トラブルや導入に伴う課題はあったものの、Zoomを使ったオンライン学習を実施することで学びを止めないという大きなゴールを達成することができた。オンラインとリアルを融合したハイブリッド型授業の実践が今後の教育活動を前進させる鍵となる。



## (2) 意見交換概要

### (ICT を活用した教育の公立学校への拡大)

- ・これまで学校が変わる瞬間をいくつか見てきたが、フィールドワークが必要である。会議で発言する人とその発言内容、学校組織内の意思決定プロセスなどを把握することが大事である。公立学校では、上からのトップダウンで変えていくというより、変えられる人がフィールドワークでタイミングや波紋の広がりを見ながら取り組むこと必要である。(静岡聖光学院)
- ・ICTに詳しい事務職員の力を環境整備に活用した。(静岡聖光学院)
- ・公立学校で積極的に取り組んでいる教員が県内の学校を回って広げていく必要がある。(静岡聖光学院)
- ・校内で実質的に担当している人たちが乗り気でない人たちを説得していく仕掛けを作っていけば公立も変わっていく。
- ・静岡聖光学院では、学級の人数が少ないのが力だと感じた。アクティブ・ラーニングは少人数の方がやりやすい。
- ・バックカスティングで学校運営を行っている。一人一人の教員の思いを聞き取った上で、プロジェクトを実施し、教員のマインドセットを変えていく組織マネジメントの手法を用いて学校組織の雰囲気を変えていった。(静岡聖光学院)
- ・教員は、目の前のことで忙しくて精一杯で、学期が終わると疲れ切った状態になりがちであるので、労力を減らして中期・長期のビジョンを持てるようにしたい。
- ・静岡聖光学院では、教職員に、コンプライアンスとリスクさえ守れば何でもやってよいと伝えている。それに昨年からはファイナンスを付け加えた。公立学校の教員もそういう発想が必要である。(静岡聖光学院)
- ・静岡県は、一部には目立つ学校はあるが全般的には保守的な傾向がある。学校をどう変えていくか考えたときに一番難しいのは、文化的問題である。一般的には慣行が支配しがちである。

### (学校間や教員同士の連携)

- ・自分たちの学校だけで取り組んでいくのは違うと考え、他校へ行ってオンライン研修を行なうなど、取組を積極的に発信している。(静岡聖光学院)
- ・有志の教員同士が語り合える場を作るなどネットワークづくりが重要であり、具体的なアクションが必要である。
- ・公立学校の中で同じ思いを持っている教員同士が繋がればよい。大学では、研究という横串で学会等を通じてつながる。小中高でも、公立・私立、中堅・若手、国内・国外で垣根を越えていくのは難しくない。静岡県の教育を変えていく相乗効果が生まれる。
- ・研修だけでなく、現場の教員が繋がっていく場が必要である。(静岡聖光学院)
- ・公立、私立を越えた動きはできる。志を同じくした人たちがオンラインでネットワークを作れる。地域と連携すれば資金を獲得することもできる。
- ・危機感を持っている教員もいるので、そうした教員たちによるネットワークづくりが大事であるが、仲良しグループでは駄目であり、ネットワークに価値を与えるのが行政の仕事である。





## 「誰一人取り残さない学びの保障」に関する論点

先端技術が高度化し、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代の到来、人口減少の急速な進展など社会の在り方が急激に変化している。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、「ニューノーマル」への移行が求められている。

こうした予測できない変化を前向きに受け止め、地球規模の諸課題も自らの課題として考え、他者と協働しながら、持続可能な未来を切り拓いていくことのできる創り手の育成が必要である。

また、貧困の連鎖を止め格差を解消するために教育の果たす役割は大きく、家庭の経済状況や地域差、本人の特性に関わらず、全ての子供が一人一人の状況に応じて、その力を最大限伸ばすとともに、才能や個性を發揮できるようにしていくことが重要である。

### ◆論点1：誰もが等しく教育を受けられる機会の確保

子供たちの社会経済的、家庭的な背景や多様な教育ニーズに対応し、誰もが等しく教育を受けられる機会を確保するために、具体的にどのような取組が考えられるか。

#### 【検討の視点】

- ・ 学び直しの場の提供としての夜間中学の意義と求められる教育活動
- ・ いじめ・不登校や外国人の児童生徒に求められる就学支援と居場所づくり
- ・ 医療的ケアなど特別な支援を必要とする児童生徒の就学機会の確保と「共生・共育」の推進
- ・ 子供の貧困や家庭的事情を抱えた児童生徒への対応
- ・ デジタルデバイド（情報格差）の解決

### ◆論点2：才能や個性を社会で発揮できるようにするための個々に応じた教育

子供たちが自らの可能性を最大限に伸ばし、これからの時代に求められる資質・能力を育むことのできる教育を実現するために、具体的にどのような取組が考えられるか。

#### 【検討の視点】

- ・ 一人一人の能力や特性に応じた児童・生徒にとって最適な学びの在り方
- ・ 個々の児童生徒の習熟度に応じた教育、出る杭を伸ばす教育
- ・ 多様な他者を尊重しながら社会の変化を乗り越える力の育成
- ・ 国際的感覚を持ちより良い社会に向けて社会問題を解決する力の育成

「誰一人取り残さない学びの保障」に係る主な取組

1 誰もが等しく教育を受けられる機会の確保

○中学校夜間学級(夜間中学)の設置 (義務教育課) 参考資料 P 1

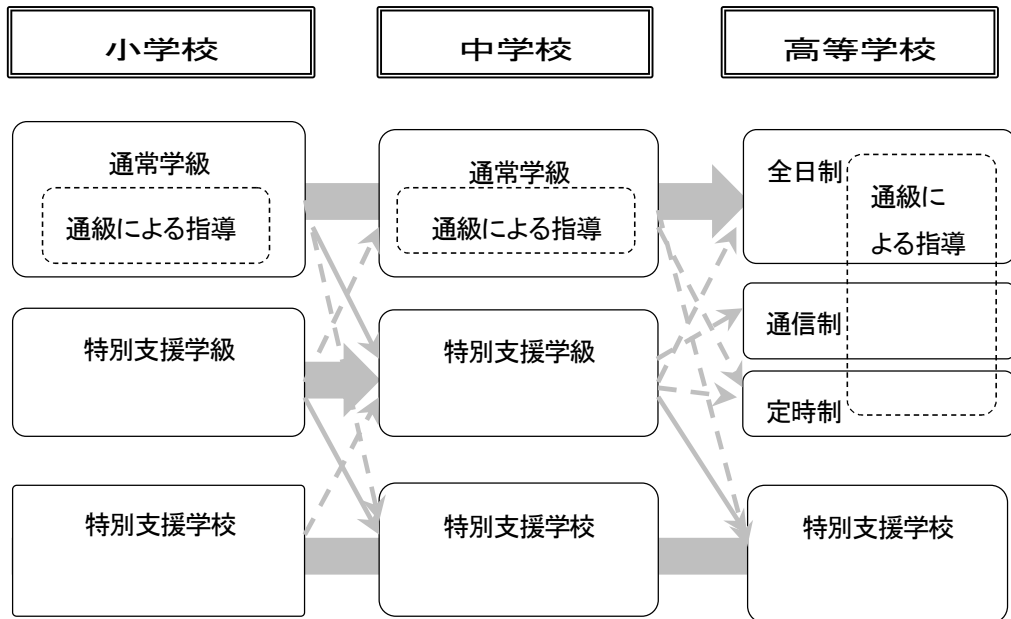
- ・本県では、令和5年4月を目途に県立夜間中学を設置
- ・令和2年度に入学希望者の概要を把握するため夜間中学ニーズ調査を実施し、令和3年度は有識者会議を設置し、基本方針を策定

○適応指導教室、不登校児童生徒が通う民間施設等 (義務教育課) 参考資料 P 9

- ・不登校児童の社会的自立を目指し、教育支援センター(適応指導教室)を核とした支援や(県、29市町設置)、民間のフリースクール等との連携(22市町)など一人一人の状況に応じた支援を実施

○特別支援教育の概要 (特別支援教育課、義務教育課、高校教育課) 参考資料 P 18

- ・特別な支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じて、通常の学級での指導をはじめ、「特別支援学校」や「特別支援学級」、通級による指導など様々な形で実施



○医療的ケア実施のための体制整備 (特別支援教育課・障害福祉課) 参考資料 P 23

- ・特別支援学校において医療的ケアが安全に行われるよう、医療的ケア運営協議会の設置、看護師の配置、看護師資格を有する教諭(自立活動教諭)の配置、校内委員会の設置により体制を整備
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施

※医療的ケア児：NICU等に長期に入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養など医療的ケアが日常的に必要な児童

## ○子どもの貧困対策（こども家庭課）参考資料P28

- ・貧困の連鎖解消のため、「ふじさんっこ応援プラン」に基づき、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資する就労支援、経済的支援など子供の貧困対策を実施

|                                  |  |
|----------------------------------|--|
| (1) 教育の支援                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のある全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、教育の機会均等を図る。</li> <li>・「学校」を窓口にした学習と生活の支援</li> <li>・地域における学習支援</li> <li>・就学支援</li> <li>・幼児教育の負担軽減と義務教育への連携</li> </ul>                                  |
| (2) 生活の安定に資するための支援               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○困難を抱える子育て家庭を孤立させることなく支援につなげ、親子の生活の安定を図る。</li> <li>・支援が必要な子どもをつなぐ体制づくり</li> <li>・子どもの居場所づくり</li> <li>・保護者の生活支援</li> <li>・親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援</li> <li>・子どもの就労支援</li> <li>・その他の生活支援</li> </ul> |
| (3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の就労に伴う所得の増大と職業生活の安定・向上を図る。</li> <li>・保護者に対するきめ細かな就労支援</li> <li>・育児と仕事が両立できる環境の整備</li> </ul>   |
| (4) 経済的支援                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活に困窮している家庭を経済的に支え、子どもの適切な養育に必要な経済的基盤を確保する。</li> <li>・生活に困窮している世帯への経済的支援</li> <li>・医療費負担への経済的支援</li> </ul>   |

## ○スクールソーシャルワーカーの活用（義務教育課・高校教育課）参考資料P33

- ・問題を抱えた児童生徒に対し、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカーにより、生育歴や家庭環境等の児童生徒を取り巻く環境を含めた包括的なアセスメントとプランニングの視点から、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を実施

## ○ヤングケアラーに対する取組（こども家庭課・教育政策課）参考資料P35

- ・ヤングケアラーを地域全体で支え、誰一人取り残さない社会を実現するため、庁内関係所属（福祉、介護、教育）により構成するヤングケアラー支援検討会議を設置し、対策を検討するとともに県内の児童生徒の実態調査を実施

※ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供

### ○しずおか寺子屋（社会教育課）参考資料 P53

- ・家庭において、子供たちが主体的に学習に取り組む習慣を身につけることができるよう、地域の教育力（地域住民・大学生等参画）を活用した放課後学習支援を実施する体制づくりを推進（平成 29 年度 3 市町⇒令和 3 年度 13 市町）

### ○ふじのくに型学びの心育成支援（地域福祉課）参考資料 P56

- ・様々な課題を抱える生活困窮世帯のうち、子供を有する世帯を対象に、課題に即した個別支援や、生活習慣の改善、学習意欲の喚起、実学の修得を目的として食育や社会体験を含めた学びの場の提供により子供及び困窮世帯の自立を促進

## 2 才能や個性を社会で発揮できるようにするための個々に応じた教育

### ○「個別最適な学び」と「協働的な学び」（教育政策課）参考資料 P57

- ・基盤的なツールとなる ICT も活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実の推進

### ○オンリーワン・ハイスクール事業（高校教育課）参考資料 P61

- ・魅力的な高校づくりを推進するため、生徒の学習意欲を喚起し、多様な教育ニーズに応える普通科の在り方等を研究（普通科：33校）

| 区分                     | 内容  |
|------------------------|---|
| イノベーション・ハイスクール<br>(7校) | 【リベラルアーツの推進・探究】<br>I 文系・理系のバランスのよい学びの研究 (STEAM 教育等)<br>II 生徒が設定したオリジナルな探究活動を支援するカリキュラム研究<br>II 医療人材育成に向けたカリキュラム研究 |
| アカデミック・ハイスクール<br>(9校)  | 【研究機関連携による社会課題探究】<br>I SDGs をはじめとする、学際的・領域横断的な分野の探究<br>II 演劇分野やスポーツ分野のカリキュラム研究<br>II 海外の教育機関や企業等と連携したカリキュラム研究     |
| グローバル・ハイスクール<br>(11校)  | 【地域協働による地域課題探究】<br>I 自治体や地元企業との連携・探究<br>II 地域連携による科目設定、カリキュラム研究<br>II 地域企業での就業体験による単位認定の研究                        |
| フューチャー・ハイスクール<br>(6校)  | 【地域に開かれた学校づくり探究】<br>I 地域人材や民間活力を取り入れた学校運営の研究<br>I 生徒による地域活性化、大学と連携した地域課題の解決の研究<br>II 本校分校間、若しくは複数の学校が連携した遠隔授業の研究  |

### ○プロフェッショナルへの道（高校教育課）参考資料 P63

- ・技芸を磨く実学の奨励を踏まえ知識と実践力を兼ね備えた地域人材を育成するため、産学官一体の共同体制の構築と実践を推進（専門学科及び総合学科：43校）

### ○科学の甲子園（高校教育課・義務教育課）参考資料 P 65

- ・全国の科学好きの生徒の裾野を広げ、才能を十分に発揮し、切磋琢磨する機会を提供するため、科学技術、理科、数学等における複数分野にわたる内容で競う大会を実施

### ○各種大会等の実績(産業・芸術等)（高校教育課）参考資料 P 69

- ・令和2年度実績

| 分野 | 大会名等・実績【受賞した学校名】                     |
|----|--------------------------------------|
| 農業 | 学校関係緑化コンクール「学校環境緑化の部」文部科学大臣賞【磐田農業高校】 |
|    | 全国押し花コンテスト 文部科学大臣賞【田方農業高校】           |
|    | 技能五輪全国大会フラワー装飾 敢闘賞【田方農業高校】           |
| 商業 | 多言語音声翻訳コンテスト アイデア部門 総務大臣賞【島田商業高校】    |
| 家庭 | 第9回ご当地！絶品うまいもん甲子園 優勝【駿河総合高校】         |
| 美術 | 全国高等学校総合文化祭 まんが部門 最優秀賞【伊東高校城ヶ崎分校】    |

### ○人権教育の基本方針（教育政策課）参考資料 P 71

- ・令和3年度は、目標を「自他の人権を大切にする態度や行動力の育成」とし、教育活動における人権教育、教職員の人権意識向上のための研修会を通じて県民一人ひとりの人権尊重意識の啓発活動を実施

### ○ESD(持続可能な開発のための教育)（教育政策課）参考資料 P 76

- ・持続可能な社会の創り手を育成するESDを推進するため、ユネスコスクールにおいて環境、防災、国際理解、持続可能な生産と消費等のテーマで取組実施  
(ユネスコスクール：伊豆総合高校、駿河総合高校など県内15校設置)

※ESD：現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動

### ○環境教育（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）参考資料 P 78

- ・小・中学校では、各教科における環境学習、SDGs副教材の活用等を実施
- ・高等学校では、教科学習、農業高校での専門教育、探究学習を実施
- ・特別支援学校では、作業学習、生活単元学習において自然に親しむ学習や地域住民、幼・小・中・高と協働した自然保護活動を実施

### ○未来を切り拓く Dream 授業（総合教育課）参考資料 P 80

- ・日常生活で触れる機会の少ない一流の講師陣の講義を提供し、学校では学ぶことのできない教養を身に付け、講師の人間性等に触れるとともに、お互いに刺激し合える仲間をつくることで、子供たちが自らの価値を認識し、自らの能力を更に伸ばすきっかけを与える教育プログラムを実施

## 次期「ふじのくに「有徳の人」づくり大綱」及び「教育振興基本計画」の策定（案）

## 大綱及び計画の位置付け

県総合計画の基本理念：富国有徳の「美しい“ふじのくに”」づくり

## ふじのくに「有徳の人」づくり大綱

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する「教育、学術及び文化に関する総合的な施策の大綱」
- ・本県教育の基本理念や重点取組方針を提示
- ・対象期間：令和4年度～令和7年度（4年間）

## 教育振興基本計画

- ・教育基本法に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
- ・基本理念を具体化するための施策や目標指標等を取りまとめ
- ・計画期間：令和4年度～令和7年度（4年間）

## ふじのくに「有徳の人」づくり大綱

## 本県教育の基本理念：「有徳の人」の育成 ～誰一人取り残さない教育の実現～

- ・県政推進の基本理念は、「富士」の字義を体した「富国有徳の“ふじのくに”」づくり
- ・「富士」は、「富（豊富な物産）」を「士（有徳の人）」が支える形
- ・“ふじのくに”づくりの礎は「人」であり、豊かな富を創出する「有徳の人」を育成

## 「有徳の人」づくり宣言

- 誰一人取り残さない教育を実現し、気品をたたえ、調和した人格をもち、また、「富士」の字義にふさわしい物と心の豊かさをともに実現する「有徳の人」を育成するため、
- 一、「文・武・芸」三道の鼎立を実現します。
  - 一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。
  - 一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現し、「才徳兼備」の人づくりを進めます。

## 「有徳の人」とは

- 自らの知性・感性・身体能力などの「才」を磨き、個人として自立した人
- 多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、人間性としての「徳」を高めるために精進する人
- 「才徳兼備」すなわち、「才」を磨き、「徳」を高め続ける姿勢を「兼備」し、社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人

## 教育振興基本計画

- 「有徳の人」の具体的な人物像である「才徳兼備」の人づくりに向けた施策を推進
- 本県教育を取り巻く現状と課題

- ・ Society5.0時代の到来⇒技術革新の進展、複雑・予測困難な社会への変化に柔軟に対応しより良い未来の創造に貢献する人材の育成
- ・ 人口減少の加速と人生100年時代の到来⇒子供数の減少、若年人口の流出や地域間格差を見据えた魅力ある教育環境の整備、高齢化や健康寿命延伸を踏まえた生涯教育の推進
- ・ 家族形態・地域コミュニティの変化⇒核家族・共働き世帯の増加等を前提とした家庭教育支援、地域とのつながりの強化、幼少期の生活体験や地域社会での学びの機会の充実
- ・ 多様性に対する意識の高まりや社会問題の多様化⇒LGBTや人権等を尊重した教育の推進、共生教育の推進、経済的格差や誹謗・中傷等の多様化する社会問題への対応
- ・ 国際的社会課題への関心の高まり⇒脱炭素等の持続可能な社会の実現に主体的に取り組む人材の育成
- ・ リスクの深刻化や自然災害の激甚化・頻発化⇒長期化する新型コロナウイルス感染症下での学びの保障、事件・事故や災害等から命を守る教育の充実や施設の安全性強化
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による学習環境の変化⇒ウィズコロナ・アフターコロナ時代における学びの機会と質の確保、オンラインと対面によるバランスのとれた教育の推進
- ・ 学校のガバナンス・コンプライアンスの確立や社会変化に対応した学校配置の必要性の増大⇒教職員の多忙化解消や資質・能力向上、子供数の減少等に応じた学校の魅力化

新たな時代に  
求められる教育施策

加速する社会変化に柔軟に対応でき、地球規模の諸課題も自らの課題として考え、人それぞれに異なる価値観や特性などの多様性を尊重しながら、コミュニケーション力を発揮し、協調して新たな価値を創造できる力を育む教育の推進

- 施策を進める上での共通の視点

S D G s の 推 進

I C Tや先端技術を活用した新たな学びの提供

学びの可視化と質の保障

地 域 社 会 と の 連 携

- 施策体系

## 第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現

「知性」・「感性」を磨く学びの充実

「技芸を磨く実学」の奨励

学びを支える魅力ある学校づくりの推進

## 第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現

多様性を尊重する教育の実現

グローバル・グローバル人材の育成

高等教育の充実

生涯を通じた学びの機会の充実

## 第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現

社会とともにある開かれた教育行政の推進

地域ぐるみの教育の推進

## 次期「ふじのくに「有徳の人」づくり大綱」の策定の考え方（案）

### 1 基本的考え方

○以下の考え方の下で、現大綱の見直しを行い、次期大綱を策定する。

- ・ 県政推進の基本理念である「富国有徳の「美しい「ふじのくに」づくり」の礎は「人」であり、「有徳の人」づくりは、引き続き求められる方向性
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた教育の推進を前提
- ・ 「有徳の人」について、その具体的な人物像である「才徳兼備」を用いて整理

### 2 次期大綱の策定

| 区 分         | 次期大綱  | 現大綱   | 見直しの考え方  |
|-------------|---|---|--|
| 基本理念        | 「有徳の人」の育成<br>～誰一人取り残さない教育の実現～   | 「有徳の人」の育成   | ・ 従前の基本理念を承継した上で、新ビジョンの基本理念を踏まえ、SDGs（持続可能な開発目標）の基本理念を強調                    |
| 「有徳の人」の捉え方  | ○自らの知性・感性・身体能力などの「才」を磨き、個人として自立した人<br>○多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にし、人間性としての「徳」を高めるために精進する人<br>○「才徳兼備」すなわち、「才」を磨き、「徳」を高め続ける姿勢を「兼備」し、社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人                                    | ○自らの資質・能力を伸ばし、個人として自立した人<br>○多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にす人<br>○社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人  | ・ 地域自立のための「人づくり・学校づくり」実践委員会における意見を踏まえ、「有徳の人」について、その具体的な人物像である「才徳兼備」を用いて再定義 |
| 「有徳の人」づくり宣言 | 誰一人取り残さない教育を実現し、気品をたたえ、調和した人格をもち、また、「富士」の字義にふさわしい物と心の豊かさをともに実現する「有徳の人」を育成するため、<br>一、「文・武・芸」三道の鼎立を実現します。<br>一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。<br>一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現し、「才徳兼備」の人づくりを進めます。 | 教育における地方創生を実現し、気品をたたえ、調和した人格をもち、また、「富士」の字義にふさわしい物と心の豊かさをともに実現する「有徳の人」を育成するため、<br>一、「文・武・芸」三道の鼎立を実現します。<br>一、生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します。<br>一、地域ぐるみ、社会総がかりの教育を実現します。 | ・ SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」を教育において実現することを目指す中で、「有徳の人」を育成するための取組を進めていくことを明確化  |

※重点取組方針は、教育振興基本計画の「中柱」と一致

## 次期「教育振興基本計画」の策定の考え方（案）

### 1 基本的考え方

○以下の考え方の下で、現計画の見直しを行い、次期計画を策定する。

- ・ 本県教育を取り巻く現状と課題を踏まえ、全ての施策に関わる課題について共通の視点として明記するとともに、現行の重点取組(中柱)の位置付けや文言を見直す。
- ・ 「有徳の人」づくり宣言の文言に沿い、「多様性」、「生涯教育」を重視し第2章の中柱(重点取組)に位置付け、記載項目を充実させる。  
また、「地域ぐるみ、社会総がかりの教育」を明確化するため、第3章は家庭や地域等による学びの支え合いに係る施策に限定する。
- ・ 小柱は、それぞれの中柱に応じた内容を掲載する(位置付けや表記は更に調整を行う。)

### 2 次期計画の策定(施策)

| 区 分            | 次期計画  | 現計画   | 見直しの考え方  |
|----------------|---|---|--|
| 施策を進める上での共通の視点 | ○SDGsの推進<br>○ICTや先端技術を活用した新たな学びの提供<br>○学びの可視化と質の保障<br>○地域社会との連携                               | —   | ・ 大綱の基本理念や本県教育を取り巻く現状と課題を踏まえ、施策全体に関わる課題について、共通の視点として明記する。  |
| 施策体系           | 第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現<br>・「知性」・「感性」を磨く学びの充実<br>・「技芸を磨く実学」の奨励<br>・学びを支える魅力ある学校づくりの推進       | 第1章 「文・武・芸」三道の鼎立を目指す教育の実現<br>・「知性を高める」学習の充実<br>・「技芸を磨く実学」の奨励<br>・学びを支える魅力ある学校づくりの推進                     | ・ 社会変化が加速する時代においては、物事を理解し判断する力だけでなく、社会の構成員として変化を感じ取る力、他者に共感する力も求められるため、「知性」・「感性」とし、情操教育を含めた柱とする。   |
|                | 第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現<br>・多様性を尊重する教育の実現<br>・グローバル・ローカル人材の育成<br>・高等教育の充実<br>・生涯を通じた学びの機会の充実 | 第2章 未来を切り拓く多様な人材を育む教育の実現<br>・グローバル人材の育成<br>・イノベーションを牽引する人材の育成<br>・高等教育機関の機能強化                           | ・「有徳の人」づくり宣言の2項目目に合わせた内容とするため、「多様性(外国人、特別支援教育、いじめ・不登校、ジェンダー等を含む人権教育など)」、「生涯教育」を中柱に位置付ける。<br>・人材育成に係る内容を1つの中柱に統合する。                       |
|                | 第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現<br>・社会とともにある開かれた教育行政の推進<br>・地域ぐるみの教育の推進                                  | 第3章 社会総がかりで取り組む教育の実現<br>・新しい時代を展望した教育行政の推進<br>・地域ぐるみの教育の推進<br>・誰もが夢と希望を持ち社会の担い手となる教育の推進<br>・「命を守る教育」の推進 | ・「地域ぐるみ、社会総がかりの教育」の内容を明確にするため、家庭や地域等による学びの支え合いに係る施策に限定し、他の施策は、第1章又は第2章に位置付ける。<br>・教育行政は、社会全体の意見を反映しつつ推進していく必要があるとの観点で、「社会とともにある開かれた」とする。 |